平成２９年１２月

　建設業者各位

豊川市総務部契約検査課

建設業者の社会保険等未加入対策の強化について（お知らせ）

豊川市では、平成２８・２９年度の建設工事入札参加資格審査申請（定時受付）から、社会保険等に加入していない建設業者（請負者）については申請を受け付けないこととしています。また、全ての下請業者の社会保険等への加入状況を確認することにより、社会保険等未加入対策に取り組んでまいりました。

**今後は、さらに建設業者の社会保険等への加入を促進するため、平成３０年４月１日から下記のとおりの対策を実施することとしましたので、お知らせします。**

※　社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

記

１　豊川市が発注する全ての建設工事について、請負者に対し、社会保険等に未加入の建設業者（社会保険等への加入が適用除外とされている者を除く。）との一次下請契約を禁止します（豊川市公共工事請負契約約款に記載）。

２　違反があった場合の対応

　　上記１に違反した請負者に対しては、次の措置を講じることとします。

（１）制裁金（請負者と一次下請業者との間の最終契約金額の１０％）の請求

（２）指名停止措置

（３）工事成績評定の減点

３　対策の開始時期

　　平成３０年４月１日以降に契約を締結する工事請負契約から適用します。

※　工事の施工が困難となる場合その他特別な事情があり社会保険等未加入建設業者と下請契約しなければならない場合で、市が指定する期間内に下請業者が社会保険等の加入手続きを行った場合は、請負者への制裁金の請求、指名停止措置及び工事成績評定の減点は行いません。

※　二次以下の下請業者を含め、すべての下請業者の社会保険等の加入状況を確認し、社会保険等未加入建設業者であることを確認した場合は、建設業許可権者及び社会保険等の所管行政庁へ通報します。

（問合せ先）

〒442－8601

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　豊川市諏訪１丁目１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　豊川市総務部契約検査課契約係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　 0533-89-2178